



# 曽我事務所 ニュース

## 建設業で広がる技能実習—圧倒的に多いベトナム人実習生—

ベトナム技能実習生の犯罪がニュースになっています。豚を盗み自分で解体処理するなど、日本人では考えられない行為を聞くと、技能実習生の受け入れに消極的になってしまう人も多いことと思います。一方、私が聞いた話では、長年雇用しその後、帰国した元実習生から結婚式に招待される社長もいたり、業務運営のためにベトナムの技能実習生は欠かせない戦力となっているところもあつたりなど、様々なケースがあります。

**技能実習制度の目的は「開発途上国への技術の移転」**です。技能実習法でも「人手不足解消ため」ということは、法の趣旨に反するとしています。

ベトナムからは出稼ぎのつもりで多くの人が働きに来ます。いまや実習生の半数の約19万人がベトナム人なのです。

技能実習生のメリットはともかく、①3年間は転職しないで雇用できる②若い元気な労働者が職場の雰囲気を変えてくれる③外国人労働者が働くことにより仕事のマニュアル化が進み、業務の効率化が進むといったことです。決して安上がり労働者を雇用できるというものではありません。事実、雇用している企業によれば渡航費・管理団体の会費・給料などを含めると、決して日本人より安上がりというわけではないということです。

## 技能実習生の雇用のカギは適正な処遇と管理団体の選定 失踪対策は採用と処遇をきっちりする

ベトナム技能実習生の失踪が異常に多くなる原因に、日本に来るため100万円近い借金をしてくるとい背景があるようです。100万円という額はベトナム人の3年分の年収です。このような金額は日本における給料では返済が大変です。そのため、中には甘い誘いにのり失踪してしまう実習生もあり、結果として仕事にあぶれ、犯罪に手を染めてしまうこととなります。したがって、まずは最初の段階できっちりとした管理団体を通して、借金を背負っていない実習生を雇用すること。パワハラもなく働きやすい処遇をすること。そして、本国に送金できるだけの十分な給与を支払い、賞与も適正に支払うと日本人以上に喜んでくれます。これらが失踪を防ぐカギです。

## 悪の道にはまる善良なベトナム技能実習生—豚窃盗集団など—

ベトナム人と接した人は皆「なぜ、こんなにおとなしい人たちが犯罪を？」と信じがたい気持ちになると思います。平均年収が30万円という国から100万円の借金を背負ってまで来日したのに、いざ働いてみたら給料は安い。仕方なく手早く稼げる仕事（犯罪）に手を出し、悪の道にだんだんと嵌っていく…同じような話は江戸時代の歌舞伎にあります。

「松五郎は鑄掛稼業とおさらばして、盗賊の仲間にはいり、アクドイ商売で儲けている商人や武士の家に盗みに入っていく。」ただこの悪党は貧乏人に還元していました。

〒262-0033  
 千葉市花見川区幕張本郷1-2-24 幕張本郷相葉ビル702  
 TEL : 043(275)1757 / FAX : 043(275)1758  
 E-mail: soga@sogaoffice.jp(曽我宛)  
           :srsogat@sogaoffice.jp(事務所宛)  
 ホームページ: http://www.sogaoffice.jp  
 緊急連絡・ご意見は、所長携帯090(4129)4617まで



社会保険労務士 行政書士 曾我 浩

# 令和4年度雇用保険料率について

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が**令和4年3月30日**に国会で成立しました。今回は、2段階に分けての引き上げが行われます。

## ○第1段階（令和4年4月1日～令和4年9月30日）

前回と比べ、事業主負担（雇用二事業）が**0.05%**引き上げとなります。

## ○第2段階（令和4年10月1日～令和5年3月31日）

労働者負担が**0.2%**、事業主負担が**0.2%**、それぞれ引き上げられます。

※年度の途中から保険料率が変わりますので、ご注意ください。

従業員の給与計算時に影響が出てくるのは、10月の改定以降になります。

事業主は、4月と10月、2回に分けて改定になります。

まずは4月1日以降に最初に到来する締め日により支給される給与から改定になるので…

例1：当月締め、当月払の会社、4月15日締め・4月25日払であれば4月25日払から

例2：当月締め、翌月払の会社、4月30日締め・翌15日払であれば5月15日払から

新しい保険料率が適用されます。



(赤字は変更部分)

## ○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		<b>3/1,000</b>	<b>6.5/1,000</b>	3/1,000	<b>9.5/1,000</b>
(3年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		<b>4/1,000</b>	<b>7.5/1,000</b>	4/1,000	<b>11.5/1,000</b>
(3年度)		4/1,000	7/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業		<b>4/1,000</b>	<b>8.5/1,000</b>	4/1,000	<b>12.5/1,000</b>
(3年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

## ○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		<b>5/1,000</b>	<b>8.5/1,000</b>	5/1,000	<b>13.5/1,000</b>
農林水産・※ 清酒製造の事業		<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	6/1,000	<b>15.5/1,000</b>
建設の事業		<b>6/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	6/1,000	<b>16.5/1,000</b>

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

(厚生労働省のHPより引用)